

療育手帳の交付について



新開議員 療育手帳の交付について伺います。

まず、「県所管分の療育手帳の交付数の推移」と「都道府県別の療育手帳の判定要件と発達障がいがある場合の取り扱いについて」の二点について資料をお願いしています。

この問題は、わが会派が、平成14年一般質問、平成30年予算委員会、令和元年代表質問で本県の療育手帳交付について質してきました。

そこでまず、資料について、簡潔に説明を求めます。

障がい福祉課長 「県所管分の療育手帳の交付数の推移」についてです。18歳未満、18歳以上の別に、過去5年間の年度ごとの交付数を示しています。県外及び福岡市、北九州市からの転入者への交付数については、内数で示しています。

療育手帳交付数は、この5年間で、約1.2倍に伸びているところです。

次に「都道府県別の療育手帳の判定要件と発達障がいがある場合の取り扱いについて」です。

障害者基本法第2条において、発達障がいは、精神障がいに含まれるとされています。従って、発達障がいがある方には、精神障害者保健福祉手帳が交付されていますが、知的障がいがあり、あわせて発達障がいがある場合は、療育手帳が交付されている例があります。

次に、資料の「IQ上限」については、各都道府県が、知的障がいかどうかを判定する上限値です。

資料の「発達障がいがある場合のIQ上限」は、知的障がいがあり、あわせ



て発達障がいがある方に、IQ 上限を別に設定している都道府県の状況です。北海道など 10 道県において、別に上限を設定しています。

新開議員 予算特別委員会での部長答弁では、「発達障害について協議会を新たに設置し、判定基準の考え方や問題点について、議論していく」との答弁でありました。

また、わが会派の代表質問の知事答弁では、「判定基準についてはまだ統一的な意見の集約に至っていない」と知事は答弁されました。

その後、協議会は設置されたのか、また、どのような議論をして、どのような方針を立てたのか。その結果、どのような判定状況になっているのかお示し下さい。

障がい福祉課長 県では、療育手帳の判定基準について検討を行うため、当事者団体や専門医、発達障がいがある方への相談業務を行う支援員からなる協議会を平成 30 年 8 月に設置しました。

この協議会では、

- ・発達障がいは知的障がいとは異なるため、発達障がいに対する IQ 上限を設定する客観的な根拠がない
- ・IQ の上限だけでは、発達障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの状況に応じた判定は困難

などの意見が出されましたが、協議を重ね、

- ① IQ の上限は概ね 75 とすること
- ② IQ80 までの方については、必ず、日常生活能力や社会生活上の行動等を聞き取りした上で、総合的な判定を行うこと

とする運用を、昨年 1 月から実施しているところです。

この運用により、昨年度における療育手帳交付数のうち、IQ75 を超える方は 505 人、IQ80 を超え非該当となった方は 163 人となっています。

新開議員 IQ80 を超え非該当となった方は 163 人について、様々な議論もあろうかと思いますが、まずは一步前進と受け止めさせて頂きたいと思いません。もう一つの課題の転居による取り扱いについてお聞きします。

これまで、資料を見て分かるように都道府県ごとに判定基準が違うため転居の際、対象者の不利益にならないよう、平成 5 年厚労省が、通知しています。本県もそれに従って取り組んでいると承知しています。

今議会で、療育手帳の交付に関する事務がマイナンバー法に追加されたことに伴い条例の一部改正が行われました。マイナンバー法による運用が実現するためには、全国的にばらばらな療育手帳の基準が統一化されることが前提となっているのではと期待するところです。

そこで、今回の法改正により、療育手帳の対象者にはどのようなメリットあるのか。

また、各県ばらばらの療育手帳の基準も統一されるのか、お伺いします。

障がい福祉課長 今年 5 月のマイナンバー法の改正による情報連携によって、療育手帳を所持している方は、来年 6 月以降、自分の療育手帳に記載されている情報をスマートフォンに取り込めるようになります。

その後、この情報を表示した画面の提示により、有料道路通行料金の割引などのサービスが開始される予定です。

なお、今回の法改正に伴い、療育手帳の交付に係る判定基準が全国で統一されるとは聞いておりません。

新開議員 何のためのデジタル化なのか、全く分かりません。今までと全く同じということだと思います。全国统一した判定基準を作るべきだと思いますが、部長はどう思われますか。

福祉労働部長 療育手帳制度については、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳のように法令上の位置付けが明確でなく、また、手帳交付に係る統一的な判定基準もないため、各都道府県の取扱いが異なっています。

このため、全国统一の基準は、我々としても必要であると認識しています。

本県では、全国主要都道府県担当部長連絡協議会を通じて、国に対し、療育手帳の法令上の明確化及び判定基準の統一化について、要望してきました。

引き続き、国に対してしっかり要望してまいります。

新開議員 今回のテーマである、療育手帳の交付の判定基準は、全国で統一されず、先程申し上げた厚労省からの通達で、転居の際に柔軟に判断するべしと厚労省が言っているわけです。でも、実態は先ほど述べたとおり、各県バラバラであり、さらに言わせて頂ければ、手帳の更新の際には、居住地の判定基準で判定されることになるので、元に戻ることでありうることになり、手帳を持っている方が不利益を被ることがあるということです。

本県でも、障がい者に対する合理的配慮が、努力義務から義務化され、その

取り組みをどんどんと進めようとしているにもかかわらず、制度に不備があることに大変な疑問を感じています。

このことについて、また、デジタル化を進めますが、全くデジタル化とは言葉だけの話で、デジタル化にはなっていないことについて、知事の考えをお聞きしたいので知事保留をお願いしたいと思います。